

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（４７）

2. 日時：令和２年１１月５日（木）１６：００～１７：００

3. 場所：原子力規制庁１０階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、小舞管理官補佐、有吉上席安全審査官、

片野安全審査官、佐々木技術参与、加藤係員、山田係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他８名

5. 要旨

○原子力規制庁から、同日に実施した「第 381 回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合」における、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設「常陽」について、以下の指摘事項の確認及び補足説明を行った。

（１）第 8 条（火災による損傷の防止）

- ・ナトリウム漏えいを想定した火災防護対策について、火災の発生防止、感知及び消火並びに影響の軽減などの対策の前提となる基本的な設計方針として、想定漏えい箇所や漏えい時間・規模、漏えいに伴う影響範囲をどのように考慮したのか、この基本的な設計方針に照らして火災防護対策が取られる設計となっているかを説明すること。なお、基本的な設計方針は設置許可申請書の添付書類ではなく、本文に記載することが必要と考えている。
- ・ナトリウム漏えい時における対応の手順や必要な要員等の具体的な対策について、タイムチャートに基づき、事象収束までの対策の成立性を説明すること。

（２）第 5 3 条（多量の放射性物質等を放出する事故（BDBA）の拡大の防止）

- ・PRA の評価の一連の流れについて、フロー図を用いて説明すること。また、

マスターロジックダイアグラムで抽出した起因事象の発生原因となる機器の故障確率の算定にあたり、根拠とした文献や運転実績も併せて説明すること。

- ・常陽の PRA により得られた炉心損傷確率（CDF）が、BDBA の有効な対策の結果どの程度低減されるのかについて、実用炉と比較し高速炉の特殊性を踏まえて説明をすること。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 提出資料

なし